

事務事業名	児童扶養手当事業		所属部	子ども政策局	所属課	子ども家庭支援課
総合計画体系	政策名	〈Ⅲ〉支えあい健やかに暮らせるまち〈保健・医療・福祉〉		所属G	子ども家庭支援G	課長名 高橋知恵美
	施策名	〈25〉子育て支援の充実		担当者名	藤掛智行	電話番号 0854-40-1067 (内線) 2262
	目的	対 象 A)子どもの保護者と産み育てたい夫婦 B)乳幼児・児童・生徒(0～18歳)	意 図 A)安心して子育てができる。 B)心身ともに健やかに育つ。	予算科目	会計 0:1:1:5	款 0:1
	基本事業	〈073〉経済的支援の充実			大事業名	母子父子福祉事業
目的	対 象 保護者等	意 図 子育てに係る経済的負担が軽減される。	中事業名	児童扶養手当事業		

1 現状把握【DO】

(1) 事務事業の概要

① 対象(誰、何を対象にしているのか)	② 意図(対象がどのような状態になるのか)
ひとり親家庭の児童を養育している母、又は父、若しくは養育者(児童とは18歳の年齢に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で児童扶養手当施行令に規程する程度の障がいの状態にあるものをいう。)	ひとり親家庭の生活の安定と自律の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図ることを目的としている。
③ 事業内容(期間限定複数年度事業は全体像を記述)	
事業期間 <input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 ( H16 年度～ ) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( 年度～ 年度 )	ひとり親家庭等に対する手当の支給 ※所得制限あり 児童1人の場合の支給額 全部支給 43,160円(月額)、一部支給 10,180円～43,150円(月額) 加算額 子ども2人 全部支給 10,190円、一部支給 5,100円～10,180円 子ども3人 全部支給 16,300円、一部支給 8,160円～16,280円 以降子どもが1人増えるごとに 全部支給 6,110円、一部支給 3,060円～6,100円 申請に基づき審査し、認定後、対象者に手当を支給する。
④ 主な活動	⑤ これまでの改革・改善経緯
R3年度実績(R3年度に行った主な活動) 認定審査、手当額支給、各種届出処理、現況届、国庫補助金申請 等	(この事務事業に関してこれまでどのような改革改善をしているか?) 経済的に困窮しているひとり親家庭の自立を助成するためには必要な事業ではあるが、母子及び寡婦福祉法等が改正され、児童扶養手当中心の経済的支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ移行しているため、制度等の改正に伴い、事業内容が変更されることもある。

(2) 事務事業の指標

成果指標	単位	R元年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(計画)
ア 支給者数	人	180	172	185	221
イ					
ウ					
エ					

(3) 事務事業のコスト

① 事業費の内訳 (R3年度決算)	財源内訳	② コストの推移					
		単位	R元年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(計画)	
・扶助費:85,442千円	財源内訳	国庫支出金	千円	38,375	28,695	28,540	31,520
・役務費:171千円		県支出金	千円				
・需用費:13千円		地方債	千円				
		その他	千円				
		一般財源	千円	76,731	57,136	57,086	63,233
	事業費計	千円	115,106	85,831	85,626	94,753	

2 事後評価【SEE】

① 事業実績における成果	離婚等による家庭状況により、ひとり親家庭の多くが経済的な不安を抱えているため、児童扶養手当を支給することで経済的な負担軽減につながった。
② 事業実施するうえでの課題	経済的に困窮しているひとり親家庭の自立を助成するためには必要な事業ではあるが、母子及び寡婦福祉法等が改正され、児童扶養手当中心の経済的支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ移行しているため、制度等の改正に伴い、事業内容が変更されることもある。
③ 課題解決に向けた改革改善等	母子生活支援事業や母子自立支援プログラム策定事業、母子家庭給付金事業など総合的な就労支援やハローワーク、母子家庭等就業自立支援センター などの連携により、ひとり親が就業・自立することで手当額の削減が見込める。